

組合ニュース

第8号
中京大学教職員組合
委員長 渋谷 努
2016年12月10日発行

組合室 内線 2509 Tel・Fax 052-834-6255 Email | kumiaichukyo@gmail.com

入試手当・非常勤講師給与要求額が決まりました

12月7日（水）の執行委員会で2016年度の入試手当・4月からの非常勤講師給与要求額が決まりました。要求額は以下の通りです。

2016年12月9日

学校法人 梅村学園
理事長 梅村清英様

中京大学教職員組合
執行委員長 渋谷 努

入試手当要求書

なお、遅くとも12月19日（月）までに書面にて回答をお願いいたします。

入試手当に関する要求

- | | |
|--|-------------|
| 1. 入試問題 作成点検手当および大学院入試・推薦入試について
当日開始前出勤・最終点検手当の新設 | 点検手当 5,000円 |
| 2. 大学入試センター試験監督手当について
A 英語担当の監督手当 | 1,000円 増額 |
| B 大学入試センター試験監督従事者事前研修手当の新設
事前の説明時間も監督業務の一部とみなし手当の支給 | |

非常勤講師給与要求書

なお、遅くとも12月19日（月）までに書面にて回答をお願いいたします。

- | | |
|----------------|------------------|
| 講師・助教または大卒8年以上 | 1,000円（1ヶ月当り）の増額 |
| 助手または大卒8年未満 | 1,000円（1ヶ月当り）の増額 |

以上

大学当局、教職員組合の教室使用に不当干渉

12月1日、教職員組合の活動に対して、大学当局による不当な介入（労働組合法第7条）が起こり、その対応は12月6日には撤回された。以下、その事実経緯を報告する。労働組合に対する差別的な取り扱いへの、組合執行部の対応については、号を改めて報告する。

1 事実経緯

12月1日 教職員組合の事務員が教室借用のため総務課を訪れたところ、総務課職員より「どの教室が空いているか教えられない」との対応となされた。事務員が「空いている部屋がわからなければ部屋を申請できない」と述べたところ、「空き教室がわからない状態で、借用書を出して欲しい。上に申請書をあげ、判断して返却する」との返答があった。渋谷・教職員組合委員長が佐野総務部長に連絡をとったところ、不在であったため、宮本総務局長に事情を説明し、理由の説明を求めた。総務局長の返答は「自分は知らない」というものであった。

12月2日 委員長が総務部長に連絡をとったところ、不在だったため、教職員組合として会いたい旨、伝言を伝えたが、同日中に部長からの返答はなかった。

12月5日 委員長総務部長に会いに行くが、不在であった。

12月6日 花村理事に委員長がこの対応について尋ねたところ、理事も知らないとのことだった。委員長は理事に対して、「組合に対してのみ空き教室を教えないのは不当労働行為に当たる」と伝えた。

同日昼、佐野総務部長より教職員組合委員長に「教職員組合に空き教室を教えないとの対応を撤回する」との電話があった。また組合にしてのみ、このような対応をとった理由として、①適確に教室を回すことができない現状があるため、必要な教室の条件を聞き、総務課が空き教室を振り分けるようにしたいと考えていた。②そのとっかかりとして、教職員組合に空き教室を伝えない対応をとった。③だが不当労働行為に当たる可能性を考え撤回することにした、との説明があった。

2 疑問点

自らの行った行為を不当労働行為と認めた上で、撤回がなされたことに、執行部は安堵しているが、上記の経緯からはいくつかの疑問点が浮かぶ。

- ①総務課が空き教室の合理的な振り分けを考えるにしても、どうしてその「とっかかり」が教職員組合だったのだろうか？ その理由を是非聞かせてもらいたい。
- ②佐野総務部長の指示によって、組合に対して空き教室を告知しないとの対応が取られたわけだが、その指示については、宮本総務局長も花村理事も知らないとの返答であった。行政本部の組織においては、総務部は総務局のなかに属しており、総務部長の指示を総務局長が知らないということは、組織上あり得ないはずである。果たして誰の判断に基づいてこのような不当労働行為が行われたのだろうか？ もし総務局長の知らないところで、不当労働行為が行われたのだとしたら、事務局におけるガバナンスは破綻しているといえないだろうか。

今回の件については、撤回されたとはいえ、大学当局自身が不当労働行為と認める行為が行われた。上記の疑問の含め、執行部として理事会に対して取り組みを行っていくとともに、このような不当労働行為が二度と行われないよう取り組みを行っていく所存である。

羅教授懲戒解雇事件：学長、副学長によるヒヤリングが 延世大学・ハワイ大学で行われる

安村学長、種田副学長によって羅教授の在外研究に関して、延世大学、そしてハワイ大学に対してヒヤリングが実施されたことがわかった。以下、その概要を紹介する。

①延世大学でのヒヤリング

日時 2016年11月9日

場所 延世大学

参加者 中京大学側：安村仁学長、他職員2名

延世大学側：Kim, Sang Joon（元副総長）、Seo, Jung Min（元政治外交学科科長）、Bae, Jong Yun（前政治外交学会学科長）、Whang, Tae Hee（現政治外交学科科長）、弁護士

②ハワイ大学でのヒヤリング

日時 2016年11月17～18日

場所 ハワイ大学

参加者 中京大学側：種田副学長、他職員2名

17日・ハワイ大学側：Sang-Hyop Lee（韓国研究センター長）、

18日・ハワイ大学側：Hagen Koo（社会学；羅教授の在外研究時の受入教授）

本来のガバナンスの姿からすれば羅教授の懲戒解雇処分の前にこのような調査は行われるべきではなかったろうか。また、学長、副学長といった役職者は本来担うべき校務に専念すべきであり、このようなヒヤリングは調査の専門家によって行われるべきであろう。

講演会（教研企画）

「大学におけるガバナンスを考える

－追手門学院大学を黎として－」

日時：12月15日（木）18:00より

場所：第8会議室（旧大会議室）

講演者：落合正行氏 「追手門学院大学のガバナンスの実際とその評価」

田中耕二郎氏 「追手門学院大学のガバナンスがもたらしたこと：

ガバナンスのもう一つの意味」

懇親会：講演会終了後（20:00開始予定）

会場：みやび家

会費：2,000円

*懇親会に出席される方は13日（火）13:00までに組合室（kumiaichukyo@gmail.com）へご連絡ください。

団交案内

日時：12月16日（金）18:00より

場所：第2会議室（本部棟）

議題：懲戒規程の変更について

羅教授の解雇経緯－懲戒委員会の問題について

学園当局による教員への健全なヒアリングのあり方について

学長による処分（厳重注意）健全なあり方について

その他

集合：17:00 43D教室（4号館3階）

お弁当を用意します。出席される方は執行委員または組合室（kumiaichukyo@gmail.com）へご連絡ください。
執行部